

令和元年五月十三日提出
質問第一六八号

羽田空港への低空飛行ルート決定の際する平成二十二年国土交通省文書『「D滑走路供用後の東京国際空港の運用について」に対する回答について（回答）』の取り扱いに関する質問主意書

提出者 松原 仁

羽田空港への低空飛行ルート決定の際に際する平成二十二年国土交通省文書『「D滑走路供用後の東京国際空港の運用について」に対する回答について（回答）』の取り扱いに関する質問主

意書

現在計画中の羽田空港の国際線増便に伴う東京都心部での低空飛行を含む新飛行経路をめぐり、ルート下の住民や町会、企業など、様々な関係者から、決定に対する慎重もしくは反対の声が日増しに多くなっている。遡ること約十年、平成二十一年から二十二年にかけて国土交通省は東京都の大田区との間で飛行ルートの運用や変更に関する文書を交わしており、平成二十二年五月十四日付で、大田区長宛に国土交通省航空局長名で『「D滑走路供用後の東京国際空港の運用について」に対する回答について（回答）』（以後、当該文書）が発せられている。もし都心低空飛行ルートを含む新飛行経路計画が採用される場合、当該文書の内容がどのように扱われるのかについて質問する。

- 一 当該文書の取り扱いについて
 - 1 政府として当該文書の存在を認識しているか。
 - 2 当該文書における羽田空港の運用内容と、今回の新飛行経路計画の間に齟齬をきたす部分はあるか。

ある場合、当該文書のどの部分の変更が必要となるか。

3 当該文書の6において、運用の変更を行う場合「大田区と協議する」とされている。今回の新飛行経路計画を進めるにあたり、これまで大田区行政とどのような協議を行い、現在どのような合意がなされているか。まだ行っていない場合、今後、協議を行う予定はあるか。

二 大田区以外の自治体との間で交わした当該文書と同等ないし類似の合意について

1 今回の新飛行経路の採用に係るもので、過去に大田区以外の自治体との間で交わした合意は存在するか。存在する場合、いつ、どの自治体と、どのような合意を交わしたか。

2 1に関連して、合意を交わした自治体との間で、今回の新飛行経路計画に関して、どのような協議を行ってきたか。もしくはその自治体との間で何らかの合意を得られているか。

右質問する。